

大村支部 林田佐重喜

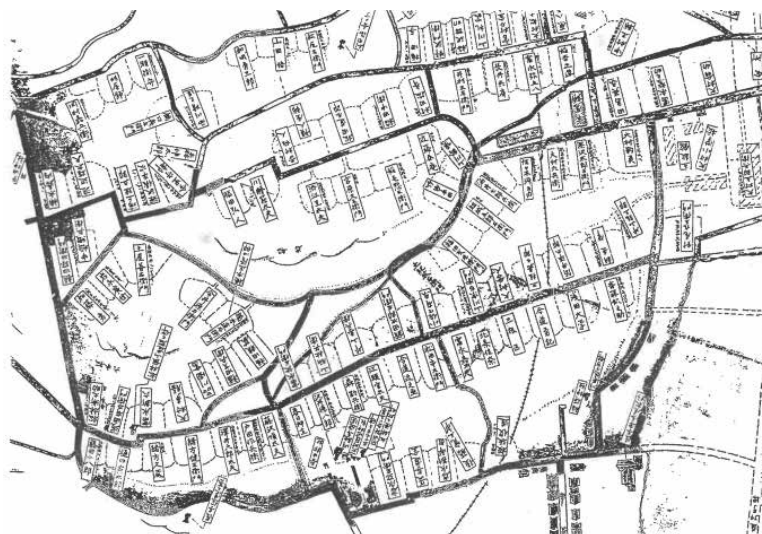


楠本正隆

大村市は長崎県を代表する城下町である。玖島城を中心に広がる武家屋敷街は当時の風情をまだ残しており、特に石垣のある風景は全国的にも数が少なく、貴重な遺構である。楠本正隆は、天保9年(1838)ここに生まれ、幕末の倒幕運動にも加わり、三十七士の一人として活躍した。明治5年新潟県令(知事)に任命され、同10年には東京府知事、同26年衆議院議長などを歴任し、同35年に65歳で没。この屋敷は楠本正隆の生誕の地としての由緒と、石垣・庭園・屋敷畑を含めた屋敷地の全体がほぼそのままに残されている貴重さと、近世武家住宅の系譜を引くとみなされる建築的価値を有しており、城下町のたたずまいを今に伝える武家屋敷街の中核として高く評価されるものである。

### 位置及び交通

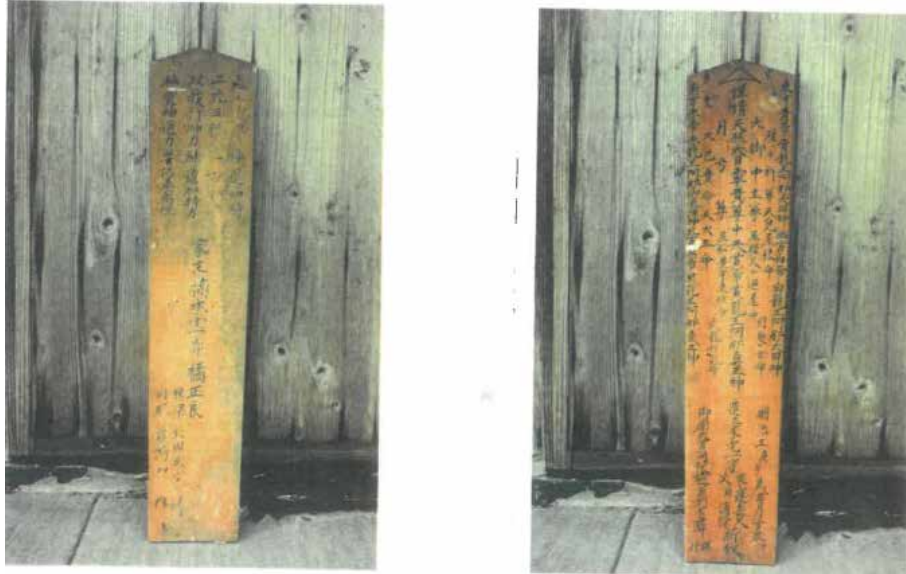
大村市玖島2丁目291-4, 292-2。JR大村駅より南東の方向へ約0.7km、玖島城(大村公園)より北東へ約1.2km、西向きの斜面に屋敷は築かれている。南側は宅地、東側は住宅団地があり、北側は住宅団地への進入道路がある。西側には大村市道01023号本小路南川内線が通る。これはバス路線になっている。ここは、江戸時代に築かれた岩船武家屋敷街の一角であり、すぐ横には国指定名勝の旧円融寺庭園がある旧楠本正隆屋敷の概要郷村記によると「楠本直衛門屋敷、畑を合わせて1反3畝(約1,290m<sup>2</sup>)」と記されている。現在は、市道及び住宅団地の道路に削られているものの、次のような敷地ととなっている。宅地1,541.98m<sup>2</sup>・山林441.85m<sup>2</sup>・計1,983.83m<sup>2</sup>。当時は、武家屋敷配置図(下図)に示す通り前面の道路はなく、30m西側に本通りがあったと考えられる。



武家屋敷付近図

## 時代分析

従来、この建物の建設年代については、楠本正隆が新潟県令に就任する前年の明治4年（1871）に、深沢義太夫の邸宅を買い求め、その部材を用いて自らの生家敷地に建てたと伝えられてきたが、棟札発見によって、より詳しい年時が確定されることになった。すなわち、当該棟札には「明治三（庚午）歳正月吉辰」の日付が記されているので、これを上棟もしくは屋根葺き完了時のものとすれば、明治3年の建設とみてよいということである。なお、明治4年という年時についても、直ちに捨て去るには及ばず、実際の入居または登記がそれであった可能性として残しておいてよいように思われる。



棟札1写真・棟札2写真

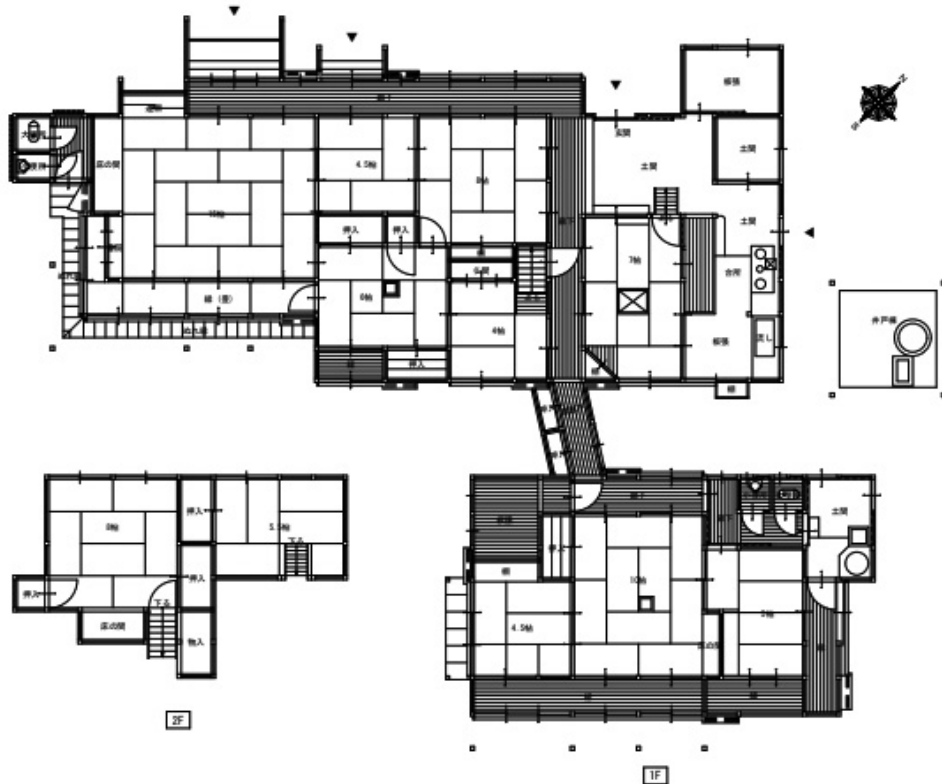
## 屋敷遺構に関する所見

1) 建物は、寄せ棟造り、棧瓦葺き、平屋建て一部2階の主屋と、そこから渡り廊下で結ばれた別棟の離れからなる。主屋は、式台及び玄関を北側正面の右側に並べ、半間幅の廊下を介したその背後には15帖の座敷を主室として、それに連なる北側（玄関側）に4.5帖と8帖、南側（庭側）に6帖と4帖のいずれも畳敷きの部屋を並列し、これらが全体の約3分の2を占める。これらの諸室が基本的に接客向けの空間であるのに対し北側の廊下が鍵の手に折れてそれで以て分断された形となる残りの3分の1は、土間や台所、囲炉裏の切られた7帖の部屋などからなる。2階は、上記南側の4帖の間から階段で上った位置にある8帖の間と囲炉裏の間から上った5.5帖となが、この両室間には押入れが配されていて互に行き来はできないようになっている。この1階の残り3分の1の部分と2階部分が、通常ならば主人家族の日常生活空間に当たると考えられるが、ここではさらに鍵の手に折れた廊下が斜めに延びて離れへ導かれるようになっていることや、離れには風呂、便所はあるが土間や炊事の間がないことなどを勘案すれば、この離れを含めた全体が主人家族の生活空間として構想されていたように推測される。そしてこの場合、主屋の2階は家族や使用人の寝室に当てられていたと推定することもできよう。ただし、以上は建物の現状から建設当初予定用途を想定したに過ぎず、しかも事実としては建主の楠本正隆はこの家に住むことがなく、弟の章三郎が実際の住人となったようなので、現実にはどのような住まい方がなされたかは別問題としなければならない。

2) 建物の様式は、上記したような接客空間のあり方と、逆に農家や町屋のような作業空間を持たないことからして、近世武家住宅の系譜を引くものとみなされる。特に主屋部分は、近くの久原2丁目に残る旧滝口邸と向きは逆転しているものの平面・立面ともに類似するので、幕末期の大村藩における中級武士の標準的な家屋形態を示すものとみれよう。とすれば、この主屋部分が伝えられるように買い求めたという深沢義太夫の邸宅であった可能性も高いであろう。これに対し、離れの部分が明治3年建設時の付加と考えれば、そこの材料や意匠が主屋に比べてやや新しいように見受けられることも、素直に納得できるように思われる。

3) 母屋の主室である15帖の座敷は、上手正面の左に付け書院、右に間口1間半の床(トコ)を構え、床から鍵の手に折れて違い棚を置くというように、その配列の仕方はやや変則的ながら、きちんとした座敷飾りを構えている。この座敷の庭に面した南側から付け書院の背後にかけて縁側を回すが、そこにも畳を敷き詰め、釘隠しの飾り金具付した長押を取りつけている。そしてその外側に濡れ縁を巡らして、西北隅の客用便所に導かれるようにしている。座敷に連なる北側の4.5帖と8帖の2室は、訪問した客やその家来達のために用意された控えの間や次の間に当たるのに対し、南側の6帖と4帖の2室は、6帖の間に後補かもしれないが茶の湯用の炉が切られているように、基本的には接客に仕える主人のための空間としている。この6帖の間から座敷の縁側へ出る片開きの扉は、漆塗りの枠をもつ鏡板の両面に狩野探英の画が描かれたものであったが、近年盗難に逢って失われてしまった。こうした接客空間にみられる室内意匠は、いずれも数寄屋風に崩したところが殆どなく、よく格式を守っているといえる。おそらく旧大村藩内に残存する武家屋敷としては、建設年代も古く、最も形式の整ったものとみてよいであろう。

4) 平成6年度に、大規模保存改修工事の際は特に離れの方が無住となって久しいため、床が抜け落ち壁側も傾くほどに傷みが激しく、主屋の方は、式台の踏み板や濡れ縁などの外回りの部材と垂木先や野地



平面図



板など軒先の部材に腐朽が目立つこと、床下の部材に白蟻の被害が多いこと、屋根の瓦葺きが全般に緩んでいるため所々で雨漏りしていることなどもあったが軸部に大きな狂いは生じておらず、十分補修可能な範囲にあった。加えて、台所や風呂・便所などの水まわりを除けば、全般的に増改築の形跡が殆どなく、よく当初の形態と構法・材料を留めているのも貴重だといえよう。

5) 上記した主屋及び離れの建物だけでなく、門や井戸、石垣、庭園などの外構、そして屋敷畑を含めた屋敷地の全容がほぼそのままに残されているのも、高く評価される場所である。このうち、門と井戸の上屋については、幸い礎石等が残っていたので残存する近似例から十分推定復元できる状況にあると判断された。

6) そのほか、旧武家屋敷地にそのままあるという立地条件や、建主の歴史的な重要性なども、この遺構の価値を高めているのはいうまでもない。これらを総合的に判断して、大村市が屋敷地の主要部を民間から買戻し、併せて県の史跡に指定されたのは、誠に大英断だったといってよいし、また故ないところではなかったと評価されよう。



内部1写真・内部2写真



外部1写真・外部2写真

写真は全て大村市ホームページより

『旧楠本正隆屋敷』 探訪 感想 大村支部 山内 一史

屋敷は、建物、庭園とも良く残され、大村の武家屋敷の流れを組む貴重な遺構です。一般に公開され、建物や庭園を見学できるほか、幕末維新に関する資料も展示されています。事前にポイントを抑えて、当時の生活空間をイメージしながら見学をしてみたいと思いました。

